

# 公益財団法人山梨県スポーツ協会倫理規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の役員等並びに職員（以下「役職員等」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本協会定款第11条に規定する評議員
- (2) 本協会定款第20条に規定する理事及び監事
- (3) 本協会定款第27条に規定する名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与
- (4) 本協会定款第36条に規定する競技力向上対策本部の部員
- (5) 本協会定款第37条に規定する各種専門委員会の委員

2 この規程において、職員とは、本協会定款第44条に規定する事務局職員（臨時職員、非常勤嘱託職員を含む。）をいう。

## (基本的責務)

第3条 役職員等は、本協会定款第3条に規定する目的を達成するため、法令に定めるもののほか、本協会の定款及び関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

## (遵守事項)

第4条 役職員等は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険運転、暴力、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、性的志向・性自認に関する言動によるものなどあらゆるハラスメント及び薬物乱用などの行為をしてはならない。
- (2) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して利害関係者等に対して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (4) 補助金、助成金等の会計処理に関し、公益法人会計基準及び本協会会計規程に基づき適正に行い、目的以外の流用などの不正行為をしてはならない。
- (5) 自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- (6) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(7) 職務の執行に際し、本協会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本協会が定める所定の手続に従わなければならない。

2 役職員等は、他の役職員等が前項の規定に違反する行為又は職務に関し不正行為があると思料するときは、会長等に通報しなければならない。

(啓発・研鑽)

第5条 役職員等は、日常の職務の遂行能力向上のため、自己啓発及び自己研鑽に努めなければならない。

(違反した場合の対処)

第6条 役職員等がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、専務理事は直ちに調査を行うものとする。

2 前項の調査の結果、役職員等がこの規程に違反する行為が認められる場合、会長は、本協会定款及び関係規程に基づき必要な措置をとるものとする。

(委員会の設置)

第7条 本協会は、必要があると認められるときは、この規程の遵守状況を監督し、実効性を確保するための委員会を理事会の決議により設置することができる。

(補則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則 この規程は、平成25年2月20日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。